

二次公募に関する Q&A

平成 30 年 9 月 6 日

目次

I. 全般	1
II. 補助事業の概要（公募要領 P2 以降）に関するもの.....	1
III. 応募資格（公募要領 P6 以降）に関するもの	1
IV. 経費（公募要領 P11 以降）に関するもの.....	2
V. 本補助事業の実施期間（公募要領 P15）に関するもの	2
VI. 補助事業者の義務（公募要領 P16）に関するもの	2
VII. 応募手続き（公募要領 P17 以降）に関するもの.....	2
VIII. 審査・選定（公募要領 P20 以降）に関するもの.....	2
IX. 採択後の留意点と補助金交付（公募要領 P22 以降）に関するもの.....	2
X. 応募から事業終了までの主な流れ（公募要領 P23 以降）に関するもの.....	2
XI. その他（公募要領 P25）に関するもの	2
XII. 様式（公募要領 P26 以降）に関するもの.....	2

I. 全般

【質問】Ⅰ-1 今年度の予算措置額及び1件当たりの上限額は幾らか。

(回答) 以下の通りです。

- ・今年度の予算措置額・・・非開示
- ・1件当たりの上限額・・・特段設けておりません。

II. 補助事業の概要（公募要領 P2 以降）に関するもの

【質問】Ⅱ-1 公募要領の3ページにある【例】の8ポツ目「既存の日本の医療拠点の機能を強化する取組（例として、既存の日本の病院にがんセンターやリハビリセンターを併設整備する取組等）」の解釈を教えてください。日本が海外に設置した拠点を指しているのか、もしくは日本国内の医療拠点を指しているのか。

(回答) 海外にある日本の医療拠点を指します。なお、対象となる病院については、日本人医師等が関与している病院に限らず、現地にある病院の機能を日本の医療拠点として強化することも対象となります。

III. 応募資格（公募要領 P6 以降）に関するもの

【質問】Ⅲ-1 複数の事業の応募をすることは可能か。

(回答) 可能です。但し、本補助事業においては事務処理が非常に煩雑となることが予想されるため、複数の事業を実施するだけの資金や人員等の体制・リソースがあることが前提となります。

【質問】Ⅲ-2 代表団体と同じ資本関係にあるグループ会社を参加団体に選んでも問題はないか。

(回答) 同資本関係にある団体とコンソーシアムを組むことは可能ですが、他の団体・組織を巻き込んだコンソーシアムを組成いただくことが望ましいです。

【質問】Ⅲ-3 国外の団体をコンソーシアムの参加団体に選んでも問題はないか。

(回答) 問題はありません。ただし、実施にあたっては、代表団体と参加団体との間で委託契約を締結していただきます。また、代表団体は、参加団体の事業実施、経費実務等について管理する義務があります。参加団体が国外の団体や企業であっても、事業実施及び経費実務（現地での確定検査を含む）について責任をもって管理してください。

【質問】Ⅲ-4 コンソーシアムの参加団体を応募時以降に変更することは可能か。

(回答) 審査委員による書類審査では、参加団体を含めた事業内容等を見て、事業の実効性などを判断・審査しているため、コンソーシアムの構成が途中で変更されることは望ましくありません。

【質問】Ⅲ-5 事業内容に関して MEJ へ相談を行っても良いか。

(回答) 公募期間中（9月18日（火）12時まで）は、公募審査の公平性を保つため、事業内容

に係る相談は受け付けておりません。なお、公募要領に関する問い合わせは、公募要領別紙の質問状に必要事項を記載の上、電子メールか FAX で事務局にご送付ください。

IV. 経費（公募要領 P11 以降）に関するもの

※現在、受付けた質問はありません。

V. 本補助事業の実施期間（公募要領 P15）に関するもの

※現在、受付けた質問はありません。

VI. 補助事業者の義務（公募要領 P16）に関するもの

【質問】VI-1 公募要領（ver.1.1）の 16 ページにある VI補助事業者の義務の（7）について、（7）では「他の経理と明確に区分して処理し…」との記載がある。人件費に関しては時間単価を明らかにして積算する予定だが、ここでいう「経理を明確に区分する」とは具体的にどのような作業が求められているか。

（回答）人件費単価と従事時間を掛け合わせた表（人件費時間総括表）をご用意ください。人件費の時間単価については、実績単価計算表または健保等級単価計算で算出していただきます。従事時間は、出勤簿と業務日誌を作成いただき、明確にさせていただきます。

（人件費の時間単価の算出方法は事務処理マニュアルをご覧ください。）

VII. 応募手続き（公募要領 P17 以降）に関するもの

※現在、受付けた質問はありません。

VIII. 審査・選定（公募要領 P20 以降）に関するもの

※現在、受付けた質問はありません。

IX. 採択後の留意点と補助金交付（公募要領 P22 以降）に関するもの

※現在、受付けた質問はありません。

X. 応募から事業終了までの主な流れ（公募要領 P23 以降）に関するもの

※現在、受付けた質問はありません。

XI. その他（公募要領 P25）に関するもの

※現在、受付けた質問はありません。

XII. 様式（公募要領 P26 以降）に関するもの

【質問】XII-1 様式 3（予算額書）の委託費（参加団体の必要経費）の記載について、積算の内

訳や根拠は記載不要か。

（回答）様式3（予算額書）は、代表団体分と参加団体分それぞれを提出いただく必要はなく、代表団体分のみご提出ください。しかし、代表団体の予算額書の委託費の欄は、交付決定後に代表団体と参加団体とで結んでいただく委託契約の契約予定額（但し消費税を抜いた額）を積算根拠として記載いただく必要があります。

【質問】XII-2 各参加団体に予算額書を提出してもらうという理解で間違いはないか。

（回答）公募申請の段階では、各参加団体の必要経費について様式3（予算額書）を提出いただく必要はございませんが、代表団体の予算額書の委託費の欄は、交付決定後に代表団体と参加団体とで結んでいただく委託契約の契約予定額（但し消費税を抜いた額）を記載いただくこととなりますので、代表団体が参加団体の必要経費を把握しておくことが望ましいです。

採択候補事業者に決定した場合は、交付申請書をご提出いただくこととなりますが、その際は代表団体及び参加団体の支出計画をご提出いただけます。

【質問】XII-3 公募要領の32ページにある事業化イメージでは、5年間の収支計画が求められているが、5年以内に収支がプラスになっていないと補助事業として認められないか。

（回答）5年以内に収支がプラスになることが見込まれないと対象とならないことはありません。但し、本補助事業終了後に、自立的、持続的に事業展開を行うことを前提としている実証事業を対象としており、拠点化に向けて事業化までに何十年もかかることが想定されるような事業や、事業計画が浅く調査のみで留まるような事業は評価が低くなる可能性があります。事業化イメージ（様式2の項目D）は、5年間の収支計画を記載ください。

以上